

国内措置の見直しについて

国内措置の見直しについて				
項目		現状	見直し後	見直しの理由
BSE検査	対象月齢	0ヶ月以上 ・牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第1項 ・厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条	21ヶ月以上 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条の改正	「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」(平成16年9月9日食品安全委員会通知。以下「中間とりまとめ」という。)の「4. 結論(2)」においては、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはない」と考えられる。しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髓門部に蓄積するBSE感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。ただし、我が国における約350万頭に及ぶ検査において発見されたBSE感染牛9頭のうち、21~23ヶ月齢の2頭のBSE感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある。一方、21、23ヶ月齢で発見された2頭のBSE感染牛における延髓門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、WB法で調べた結果では他の感染牛と比較して500分の1から1,000分の1と微量であったこと、また、我が国における約350万頭に及ぶ検査により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかつたことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実である。」と指摘されている。
	対象頭数	平成15年度 1,252,630頭(検査実績) (平成14年度 1,253,811頭)	110万頭 (平成15年度月齢別・品種別と畜頭数く家畜改良センターホームページから引用>から、全体に占める「0~20ヶ月齢の割合」を積算したところ、12%であったことから、平成15年度のスクリーニング検査頭数の88%を数値とした。)	「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について(中間とりまとめ)」(平成16年9月9日食品安全委員会通知。以下「中間とりまとめ」という。)の「4. 結論(2)」においては、「検査法により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認する上でも十分考慮に入れるべき事実である。」と指摘されている。と畜場におけるBSE全頭検査は、平成13年10月当時、牛の月齢の確認が困難であったこと、国内初のBSE感染牛が発見された直後で検査をした肉としない肉が流通することへの強い不安があつたこと等の状況を考慮して開始したものであるが、当該措置を講じてから約3年間が経過しようとしている現在、その間の科学的知見等の進展に基づいて食品安全委員会が行ったBSE対策の検査結果である「中間とりまとめ」において上記の指摘がなされていることを踏まえたものである。
SRMの除去・焼却	除去対象月齢	0ヶ月以上	変更なし	
	範囲	①頭部(舌及び頸肉を除く。)、せき臍、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。) ②せき柱 ①と畜場法第9条及び同法施行規則第7条に基づき処理し、と畜場法第6条及び同法施行規則第3条に基づき焼却することが義務づけられている。 ②食品衛生法第11条及び第18条に基づき、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛のせき柱を食品へ使用してはならないこととした。	変更なし	「中間とりまとめ」の「4. 結論(4)」においては、「と畜場等における適切なと畜・解体の実施を通じて交差汚染を防止することは人のBSE感染のリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行なうとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきである。」と指摘されている。と畜場においては、と畜検査員が常駐して監督する下、と畜場側の衛生管理責任者及び作業者による衛生責任者の管理下で、日々、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われており、食肉処理施設及び食肉販売施設においては、都道府県等の食品衛生監視員の定期的な立入検査により遵守状況を確認するという体制がとられているところであるが、上記指摘を踏まえ、これらに加え、SRMの管理状況についてさらには的確な検証が行われるようにするため
	管理状況調査	不定期(年1回程度)	定期(年2回)	
	調査項目	①スタンニング方法 ②ピッシングについて ③背割りによるせき臍片の飛散防止 ④特定部位の焼却等	①スタンニング方法 ②ピッシングについて ③背割りによるせき臍片の飛散防止 ④特定部位の焼却等	
	監視方法	特定危険部位のうち①頭部(舌及び頸肉を除く。)、せき臍、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)については、と畜場においてと畜検査員が常駐して監督し、②せき柱については、食品衛生監視員が食肉処理施設等への立入検査を行う。なお、②については、その管理状況について定期的(年2回)に調査を実施する。	特定危険部位のうち①頭部(舌及び頸肉を除く。)、せき臍、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)については、と畜場においてと畜検査員が常駐して監督し、②せき柱については、食品衛生監視員が食肉処理施設等への立入検査を行う。なお、②については、その管理状況について定期的(年2回)に調査を実施する。	
ピッシングの中止措置	指導状況	中止を指導 食肉処理における特定部位管理要領(平成13年10月17日付け食発第308号)		
	中止施設数	3割 (牛を処理すると畜場161施設中、ピッシング中止49施設) ※数値は平成16年6月現在	上畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方向で検討を進める (既に中止したと畜場での事例を整理して都道府県等に対し情報提供を行い、と畜場におけるピッシングの中止への取組みの指導を推進)	「中間とりまとめ」の「3-3-2-3 SRM除去によるリスク低減」においては、「ピッシングの扱いについては、今後その廃止も含め、更に検討する必要がある。」と指摘されているため
	中止の頭数ベース割合	19.6 % (牛を処理すると畜場における処理頭数 1,266,645頭) (ピッシング中止のと畜場の処理頭数 248,570頭) ※数値は平成15年度処理頭数から換算		
せき臍片の飛散防止措置	指導状況	背割り前のせき臍除去の導入を指導 食肉処理における特定部位管理要領(平成13年10月17日付け食発第308号)		
	除去施設数	7.5割 (牛を処理すると畜場163施設中、背割り前にせき臍除去123施設) ※数値は平成15年11月現在	引き続き導入を推進する(設備の整備にあっては、保健衛生施設等整備設備費国庫補助事業等の措置)	
	除去の頭数ベース割合	90.6 % (牛を処理すると畜場における処理頭数 1,241,712頭) (背割り前せき臍除去のと畜場の処理頭数 1,124,751頭) ※数値は平成15年11月現在		

* 2001年10月以前の状況については、サーベイランスのみである。

BSE簡易検査キット

EUにおいて評価されているBSE簡易検査キット
プリオニクス (WB, ELISA)、プラテリア (ELISA)、
エンファー (ELISA)、CDI

日本のと畜場における検査に使用可能なBSE
簡易検査キット

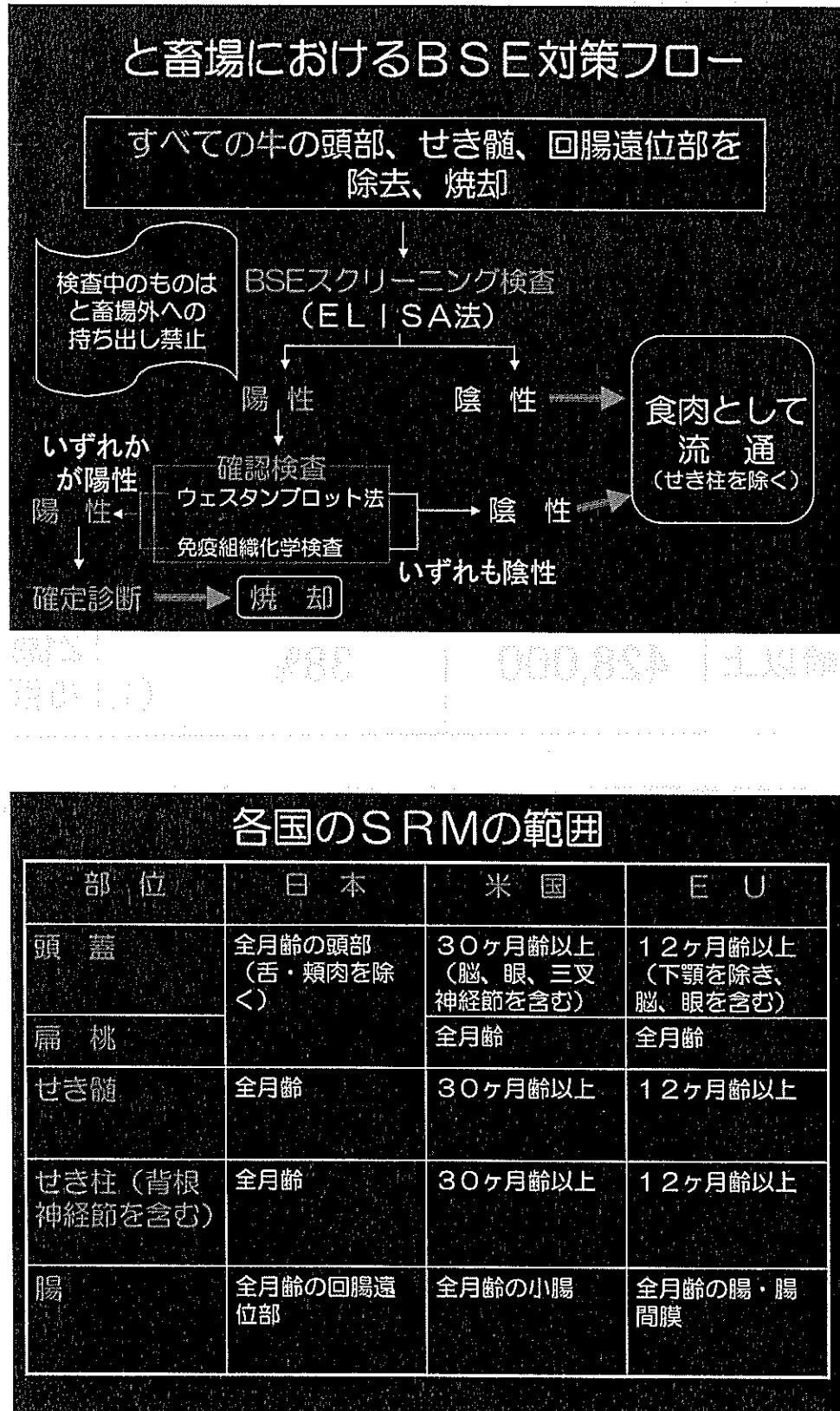
プラテリア (ELISA)、エンファー (ELISA)、
フレライザBSE (ELISA)

月齢別と畜報告頭数割合及びBSE検査キット購入経費

	月齢別と畜 報告頭数	割 合 (%)	BSE検査キット 購入経費
全 体	1,113,647	100%	31億円 (3,091百万円)
21ヶ月齢以上	980,302	88%	27億円 (2,720百万円)
24ヶ月齢以上	856,507	77%	24億円 (2,380百万円)
30ヶ月齢以上	428,000	38%	12億円 (1,175百万円)

【注1】と畜報告頭数については、(独)家畜改良センターへの報告である。法施行が平成15年12月1日であるため、11月30日までにと畜された牛の情報はすべて法の対象外の報告、11月30日以前に出生し12月1日以降にと畜された牛は性別のみ法の対象となる届出(ただし、法施行に伴う再届出であり集計時点では確認作業中)、12月1日以降に生まれた牛は性別、生年月日とも法の対象となる届出に基づくものである。

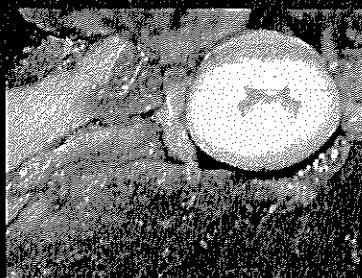
【注2】BSE検査キット購入経費については、平成15年度購入経費実績に月齢別と畜報告頭数割合を乗じて算出したものである。



SRMの種類



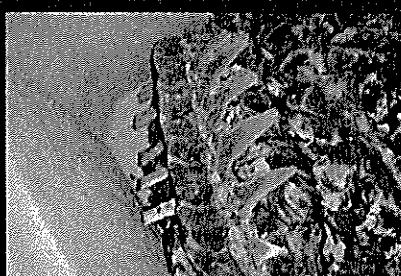
頭部



せき髄、背根神経節



回腸遠位部



せき柱

SRM除去の現状

食肉処理における衛生要領に基づき除去

- | | |
|--------------|-----------------|
| ➤ 専用の容器に保管 | ➤ 機械器具等の洗浄・消毒 |
| ➤ と畜検査員による確認 | ➤ 完全焼却(800°C以上) |

頭部(扁桃を含む)

- 舌、頬肉は食用可
- 舌は扁桃に接触しないよう除去

せき髄

- 背割り前のせき髄除去(と畜頭数ベースで約9割)
- 高圧洗浄により汚染除去

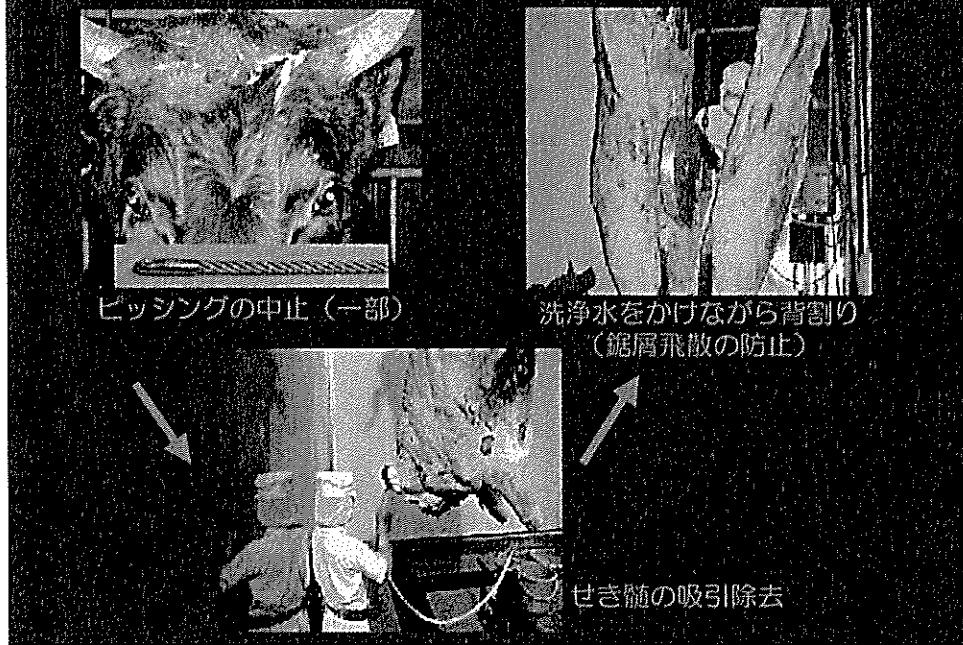
回腸遠位部

- 盲腸から安全率を見込んで2mを除去

せき柱

- せき柱除去時の背根神経節による汚染防止

SRMの除去（1）



SRMの除去（2）



SRMの除去（3）



洗浄後、枝肉にせき臓片が付着していないか、と畜検査員が確認

刀、器具、長靴等は専用の容器に保管